

平成31年(2019年) 年間交通安全府民運動 京都府実施要綱



京 都 府

～ 取組の最重点 ～

☆ 子供の交通事故防止対策の推進

☆ 高齢者の交通事故防止対策の推進

☆ 自転車の安全利用の推進



京都府交通対策協議会

《全国の平成31年(2019年)交通安全年間スローガン》

(一財)全日本交通安全協会・(株)毎日新聞社主催
2019年内閣総理大臣賞受賞スローガン

- 運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの

チャイルドシート　ちいさなVIPの　指定席

- 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの

危険だよ　スマホに夢中の　その君

- 中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの

とび出さない　いったんとまって　みぎひだり

《京都府の交通安全年間スローガン》

◆交通マナーを高めよう府民運動



思いやりで高めよう！　京都の交通マナー

早めのライト　安全サイン



飲んだなら　運転しません　させません



みんなの命　シートベルトが守ります

『安全に。』　予断を許さぬ　バイク利用



しない　させない　迷惑駐車

暴走は　しない　させない　見に行かない

◆子供の交通事故をなくそう府民運動



事故から守ろう！　京の子供　明るい未来

4月8日（月）・9月2日（月）は「子供の交通事故防止推進日」

◆高齢者の交通事故をなくそう府民運動



思いやり　みんなでなくそう　高齢者事故

12月1日（日）～12月20日（金）は「高齢者の交通事故防止強化期間」

◆自転車の安全利用推進府民運動



自転車の　わがまま　気まま　事故のもと

毎月20日の週の水曜日は「自転車安全利用推進の日」

5月は「自転車安全利用推進月間」

平成31年(2019年)における交通安全対策の基本方針

1 趣旨

京都府交通安全条例の目的や平成32年までの府内の交通安全に関する施策の大綱を定めた「第10次京都府交通安全計画」及び自転車事故の防止と秩序ある自転車利用を推進するための「京都府自転車安全利用促進計画」の趣旨に照らし、交通事故のない安全で円滑・快適な交通社会を実現して、全ての府民が安心して日々の生活を送ることができるように、一人ひとりが交通社会における責務を自覚し「交通安全意識を持って行動する」社会気運を高めるとともに、行政、警察、関係機関・団体及び府民が一体となって地域の社会情勢等に対応した交通安全対策を計画的かつ積極的に推進していきます。

特に、悲惨な事故のない交通環境を築くため、交通社会を支える自動車、バイクの運転者、自転車の利用者そして歩行者が、それぞれ相手の立場を「思いやる心」を広めていくための運動を展開していきます。

また、交通事故に関しては、引続き事故そのものの減少を目指しつつ、事故死者数をゼロにすることを究極の目標として、重点的な取組を行っていきます。

2 取組の重点

(1) 最重点

- ア 子供の交通事故防止対策の推進
- イ 高齢者の交通事故防止対策の推進
- ウ 自転車の安全利用の推進

(2) 重点

- ア 早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進
- イ 飲酒運転根絶の推進
- ウ シートベルト・チャイルドシート着用の推進
- エ 二輪車の安全利用の推進
- オ 迷惑駐車対策の推進
- カ 暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進

3 推進要領

交通事故防止のため、行政、警察、関係機関・団体及び府民が、普段から、それぞれの立場においてできる交通安全対策を地道に積み重ねることはもとより、緊密に連携しながら各種施策を計画的に推進していくこととします。

また、府民一人ひとりの主体的な交通安全活動を積極的に進めることが重要であるため、行政等は、府民一人ひとりが自主的に取り組むことができる参加・体験・実践型の活動を中心に展開し、行政等と府民が一体となった交通安全活動を推進して、気運を盛り上げていきます。

4 交通安全運動の推進

(1) 年間を通じて実施する運動

名 称	推進日等	スローガン	シンボルマーク	別記
交通マナーを高めよう府民運動	—	「思いやりで高めよう！ 京都の交通マナー」		別記 1

ア 最重点

名 称	推進日等	スローガン	シンボルマーク	別記
子供の交通事故をなくそう府民運動	子供の交通事故防止推進日 (4月第2月曜日・ 9月第1月曜日)	「事故から守ろう！ 京の子供 明るい未来」		別記 2
高齢者の交通事故をなくそう府民運動	高齢者の交通事故防止強化期間 (12月1日～12月20日)	「思いやり みんなでなくそう 高齢者事故」		別記 3
自転車の安全利用推進府民運動	自転車安全利用推進月間 (5月) 自転車安全利用推進の日 (毎月20日の週の水曜日)	「自転車の わがまま 気まま 事故のもと」		別記 4

イ 重点

項 目	推進日等	スローガン	シンボルマーク	別記
早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進	—	「早めのライト 安全サイン」		別記 5
飲酒運転根絶の推進 (飲酒運転根絶府民運動)	—	「飲んだなら 運転しません させません」		別記 6
シートベルト・チャイルドシート着用の推進	シートベルト・チャイルドシート着用推進日 (毎月1日) 【1日が土・日・祝日の場合は、その後の平日】	「みんなの命 シートベルトが 守ります」	—	別記 7
二輪車の安全利用の推進	二輪車の交通事故防止強化期間 (4月26日～5月6日) バイクの日 (8月19日)	「『安全に。』 予断を許さぬ バイク利用」	—	別記 8
迷惑駐車対策の推進	—	「しない させない 迷惑駐車」	—	別記 9
暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進	—	「暴走は しない させない 見に行かない」	—	別記10

(2) 期間を定めて実施する運動

名 称	期 間
春の全国交通安全運動	5月11日(土)～5月20日(月)
夏の交通事故防止府民運動	7月21日(日)～7月31日(水)
秋の全国交通安全運動	9月21日(土)～9月30日(月)
年末の交通事故防止府民運動	12月1日(日)～12月20日(金)

(3) 府内全域で交通安全街頭啓発を実施する日

名 称	推 進 日
高齢者の交通事故防止一斉啓発	3月15日(金) 9月10日(火) 12月13日(金)
自転車の安全利用一斉啓発	5月5日(日)

※ 推進日等が、土・日・祝日と重なる場合は、各実施機関の実情に合わせて実施日を変更するなど、効果的な活動を行うものとします。

① 交通マナーを高めよう府民運動

〈 目 的 〉 この運動は、府民一人ひとりが交通社会における責任を自覚し、交通安全を自らの問題ととらえ、相手を思いやる心を育み、正しい交通ルールの実践と、交通マナーを高めることにより、交通事故を防止して、安全で円滑・快適な交通社会を実現しようとするものです。

〈ス ロ ー ガ ン〉 「思いやりで高めよう！ 京都の交通マナー」

〈シンボルマーク〉 人々が手をつなぎ、ハート（心）をつないで交通安全を呼びかけた姿をデザインしたものです。中心人物は交通の「交」の字をアレンジしたものです。



〈主な実施事項〉

主体	実施事項
運 転 者 は	通学路や生活道路、商店街など歩行者の多い道路への通り抜けは避け、幹線道路を利用するようにしましょう。 特に、学校及び高齢者施設等の周辺・地域ではスピードを落として慎重な運転をしましょう。 必要のない急加速や急ブレーキを行わない等、安全で環境に優しい運転を励行しましょう。
自 転 車 利 用 者 は	自転車は車両であるとの自覚を持ち、交通ルールを遵守するとともに正しいマナーを身に付けましょう。 歩行者の通行が頻繁な歩道等では自転車を押して歩く等、歩行者等に危険を及ぼさないように思いやりのある運転をしましょう。 年齢を問わず、自転車用ヘルメットを着用しましょう。
歩 行 者 は	高齢歩行者の交通事故の多くは自宅から1kmの徒歩圏内で発生しています。自宅周辺だから、通り慣れた道だからと油断せず、交通ルールを守りましょう。 交通量の多い道路での横断行為等は、非常に危険です。横断歩道等の安全施設を利用して自分の命は自分で守る行動をとりましょう。 歩行中のスマートフォン等の操作など注意力が散漫になる行為はやめましょう。 夜間の外出時には反射材用品を活用する等、運転者から目立つ工夫をしましょう。
地 域 で は	警察や行政等と連携しながら、飲酒運転や危険ドラッグ使用など、悪質運転を許さない地域づくりをしましょう。 子供、高齢者、自転車の交通事故防止のため、保護誘導活動や家庭訪問、声かけ活動等の交通ボランティア活動を地域全体で推進しましょう。 運転免許証を返納した高齢者の日常生活を確保するため、地域ぐるみで助け合いましょう。
職 域 で は	事業所では、あらゆる機会を通じて、従業員への交通安全教育を実施し、安全意識の向上を図りましょう。 事業所所在地域の交通ボランティア等と連携し、児童や高齢者の保護誘導活動等に積極的に参加しましょう。
学 校 で は	関係機関、地域、保護者と連携し、体系的な交通安全教育や保護誘導活動を推進しましょう。 登下校時の見守り活動や保護誘導活動の重要性を理解させるとともに、児童・生徒が自らの意思で交通ルールやマナーを身に付けるようにしましょう。
実 施 機 関 で は	一人ひとりが交通事故を防止するための意識を持てるよう、あらゆる機会を通じた広報啓発、教育活動を行いましょう。 若者を中心とする層に対し、自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備に努めましょう。 市区町村、実施機関、団体、事業所、地域、学校、家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携・協力して効果的な活動が推進されるようにしましょう。 交通事故被害者等に対しては交通事故に起因する相談を受けられる機会を充実させる等被害者支援を積極的に推進しましょう。

② 子供の交通事故をなくそう府民運動

〈 目 的 〉 この運動は、子供に交通ルール遵守の大切さを学ばせ、正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、運転者には、子供を思いやる運転意識の定着を図り、また、地域における、子供の保護誘導活動を促進するものです。

〈スローガン〉 **「事故から守ろう！ 京の子供 明るい未来」**

〈シンボルマーク〉 子供たちが運転者に注意喚起しながら道路を横断する様子と、車両の上に「！」を重ね、子供たちに気付く運転者を表したものです。



〈主な実施事項〉

主体	実施事項
運 転 者 は	登下校時間帯の狭隘な通学路はできるだけ通行しないようにし、やむを得ず通行する場合は、細心の注意を払って運転しましょう。 子供を見かけたら、減速や停止をして、安全確認を行いましょう。
子 供 は	学校の行き帰りは、定められた通学路を通行し、見守り隊や保護者の方の保護誘導に従いましょう。 歩く時も自転車に乗る時も、交通ルールや学校・家庭の決まりを守りましょう。
家 庭 で は	保護者等は、自らが子供の手本となるよう、交通ルールを守り、子供に正しい交通安全行動を習慣づけましょう。 子供の見守り活動や安全教室等の交通安全ボランティア活動に積極的に参加しましょう。 夜間の歩行、自転車利用における反射材用品等の活用を推進しましょう。 子供が自転車に同乗・乗車する時は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。
地 域・学 校 で は	行政・警察などの関係機関と連携した交通安全教室、登下校指導等を通じて、交通ルールの遵守など、子供の交通安全教育に取り組みましょう。 日常生活指導や学習を通じて、生命の大切さを学習させ、交通事故に遭わないための安全行動を身に付けさせましょう。 P T Aとの連携・協働等により、親子で交通ルールを学ぶ機会の創設に努めましょう。
実 施 機 関 で は	日頃から、学校や地域と連携・協働して保護誘導活動や広報活動などを実施しましょう。 通学路や子供が多く集まる公園、施設等周辺道路の交通環境の点検・整備と子供の身の回り品への反射材用品等の着用を促進しましょう。

③ 高齢者の交通事故をなくそう府民運動

〈 目 的 〉 この運動は、高齢者に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、運転者には、高齢者を思いやる運転意識の定着と高齢運転者の運転適性に応じた運転の心がけを醸成するものです。

〈スローガン〉 「思いやり みんなでなくそう 高齢者事故」

〈シンボルマーク〉 お年寄りに対して運転者の思いやりや、事故への気配りをハートの手で表したものです。



〈主な実施事項〉

主体	実施事項
運 転 者 は	高齢者の身体機能の変化や行動の特性をよく理解して、高齢者を見掛けた時は、「止まる」「減速する」など、危険を回避するため早めの行動を心掛けましょう。 高齢者が日常的に利用する医療機関、福祉施設、スーパーなどの周辺や高齢者が多く通行する住宅街では安全速度での運転を心掛けましょう。
高 齢 者 は	自宅付近での事故が多いことを理解し、慣れた道路でも十分気をつけましょう。特に道路を横断するときには、少し遠回りになっても横断歩道等を利用しましょう。 交通安全教室や自転車教室が実施される時は積極的に参加しましょう。 夜間の外出はできるだけ控え、やむを得ない外出は、明るい服装を心掛け、反射材用品等を身に付けましょう。 歩行中の転倒時の被害軽減のため、衝撃吸収素材の入った頭部保護帽の着用に努めましょう。 自動車等を運転する場合は、身体機能や健康状態を考え、不安を感じる前に運転を中止しましょう。また、場合によっては運転免許証を返納するなど交通事故防止を第一に考えましょう。 自動ブレーキなど運転支援機能を備えた自動車（サポカー）を運転するように努めましょう。 自転車に乗車する時は、ヘルメットの着用に努めましょう。
地 域・家 庭 へ	高齢者家庭への訪問指導や見守り活動時の交通安全指導、交通安全教室の開催など、地域で高齢者を守る気運を高めましょう。 高齢者と離れて居住していても、こまめに連絡をとり、交通安全について話し合いましょう。 高齢運転者の家庭では、かかりつけ医や近隣住民とも連絡を密にし、危険な運転の兆候がないか確認をしましょう。 交通事故の低減に有効な、サポカーの普及を促しましょう。 危険な運転をする高齢者を認めた場合などは、関係機関に相談し、地域ぐるみで、運転免許証の自主返納を促しましょう。
学 校 で は	歩行中や横断中の高齢者を認めた場合には、高齢者を誘導するなど児童、生徒の発達段階に応じた交通安全教育を進めましょう。 高齢歩行者等の近くを自転車で通行するときの注意事項や高齢者保護について学習する機会を設けましょう。
職 域 で は	高齢者の特性を理解するとともに高齢者の交通事故などの情報を共有・提供しましょう。 従業員家族の高齢者に対する事故防止についても、呼びかけましょう。 事業所周辺地域での高齢者に対する、保護誘導活動や声かけ指導などのボランティア活動に参加しましょう。
実 施 機 関 は	各種広報媒体を活用して、広報啓発活動を強化するとともに、反射材用品等の普及・着用を促進しましょう。 参加・体験・実践型の交通安全教室などを積極的に開催しましょう。 また、老人クラブや社会福祉協議会の集まりなど、自治体、関係機関が実施する高齢者参加行事で交通事故防止を呼びかけましょう。 運転免許証自主返納制度への理解を深める活動を促進しましょう。 また、自主返納後の高齢者に対する支援の充実を図りましょう。

④ 自転車の安全利用推進府民運動

〈 目 的 〉 この運動は、京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、府民総ぐるみで自転車の正しい乗り方と歩行者の立場に立った思いやりのある運転の励行を普及・啓発し、自転車の迷惑な又は危険な運転による交通事故防止を図るものです。

〈スローガン〉 「自転車の わがまま 気まま 事故のもと」

〈シンボルマーク〉 自転車が道を軽快に走り抜けるところをイメージしたものです。ハートが思いやりをラインがマナーアップを表現しています。



〈主な実施事項〉

主体	実施事項
自動車・バイクの運転者は	交通ルールを守らない自転車利用者もあることから、危険を予測した運転に努めましょう。
自転車利用者は	車両としての交通ルールを遵守し、正しいマナーを実践しなければならないことを認識しましょう。 「自転車安全利用五則」（背表紙に記載）を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した利用を心掛けましょう。 イヤホン等の使用やスマートフォン等の操作をしながらの、ながら運転を、絶対しないことを決意しましょう。 自転車損害保険等に必ず加入しましょう。 自転車の定期点検整備を受けましょう。 年齢を問わずヘルメットの着用に努めるとともに、早めのライト点灯を徹底し、自転車の側面等に反射材用品を取り付けましょう。
地域・家庭で	幼児から高齢者まで、自転車の運転者としての意識を持たせましょう。 地域での自転車教室の開催や、見守り活動で自転車指導を行うなど自転車の交通ルールの遵守や正しいマナーの実践に取り組みましょう。 保護者等が交通ルールや正しいマナーを守り、日常生活の中で実践しながら、繰り返し指導をしましょう。 幼児用乗車装置に幼児を乗車させるときは必ずヘルメットを着用させましょう。
学校では	自転車の正しい利用、点検整備、加害事故を含む自転車の交通事故防止等の安全教育を実施しましょう。 自転車通学者のいる学校では、京都府自転車安全利用推進員制度などを活用し、交通安全ボランティア活動に参加しましょう。 地域やPTAと連携した指導・広報啓発活動を実施しましょう。 関係機関等が実施する講習会への参加を勧奨しましょう。
職域では	自転車講習会や京都府自転車安全利用推進員制度等を活用した職場教育を実施し、業務中の事故を防止するだけでなく、職員の家庭における教育や交通ボランティア活動にもつなげていきましょう。
実施機関は	「自転車安全利用五則」が遵守されるよう、あらゆる機会を通じて府民に広報しましょう。 「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」及び同条例に基づく「京都府自転車安全利用促進計画」等を理解し、自転車の安全利用のため、条例等の広報・啓発に努めましょう。

※ 京都府では、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車に同乗する6歳未満の幼児にヘルメットを着用させることや自転車損害保険等の加入が義務になっています。

⑤ 早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進

〈 目 的 〉 視認性が低下することにより、周囲の安全確保がしにくくなる夕暮れ時等に、車両等の運転者が、早めにライトを点灯することで、他の道路利用者の早期発見と自車の存在を周囲にいち早く知らせ、また、歩行者が、夜間に外出するときに反射材用品等を着用することで、車両等に自らの存在をアピールして早期発見を促し、交通事故の防止を図るものです。

〈スローガン〉 **「早めのライト 安全サイン」**

〈シンボルマーク〉 ゆとりをもって安全運転を心がけることをイメージしたものの。渦巻きが道路を、目がライト点灯を、背景が夕暮れを表現しています。



〈主な実施事項〉

主体	実施事項
自動車・バイクの運転者は	自車の存在を道路利用者に早く知らせるために、夕暮れ時や気象状況等に応じて、早めのライト点灯を習慣づけましょう。 他車、歩行者等が確認しにくいことを自覚し、安全な速度で通行する等、ゆとりのある運転を心掛けましょう。 夜間の走行時は原則ハイビームを使い、対向車や先行車がある場合にはロービームに切り替えるなど、早い段階で前方の安全を確認できるようにしましょう。
自転車利用者は	早めのライト点灯を徹底するとともに、自転車の側面等に反射材用品等を取り付けましょう。
歩行者は	夕暮れ時や気象状況等に応じて、外出時は衣服や靴、鞆など身の回り品に反射材用品等を取り付けるなど、「目立つ工夫」を心掛けましょう。
地域・家庭で	夜間の交通事故を防止するため、反射材用品等の着用を促しましょう。 特に高齢歩行者に対しては、地域・家庭ぐるみで反射材用品等を着用するように促しましょう。
学校では	夕暮れ、夜間の交通事故防止のための早めのライト点灯、反射材用品等の着用を指導しましょう。
職域では	運行管理者、安全運転管理者等は従業員に対し、夕暮れ時や気象状況等に応じた危険性を理解させ、早めのライト点灯を指導しましょう。 また、道路等で夜間作業に従事させる場合は、照明設備を早めに活用するとともに、視認性の高い反射材用品を着用させましょう。
実施機関では	早めのライト点灯や反射材用品等の着用を実施機関が自ら積極的に取り組みましょう。 あらゆる広報媒体を活用して反射材用品等の効果について広報するとともに、全ての府民に対して反射材用品等の普及・着用を促進しましょう。

⑥ 飲酒運転根絶の推進 ～飲酒運転根絶府民運動～

〈 目 的 〉 府民一人ひとりに「飲酒運転を絶対にしない・させない」という意識を徹底することにより、悲惨な交通事故の要因となる飲酒運転の根絶を図りましょう。

〈スローガン〉 「飲んだなら 運転しません させません」

〈シンボルマーク〉 ビールジョッキを車に見立て飲酒運転はダメ！と「×印」を力強く表現したものです。



〈主な実施事項〉

主体	実施事項
運 転 者 は	「これくらいなら」「少しの距離だから」という安易な気持ちを払拭し、「飲酒運転は犯罪」であることを認識して、絶対にしないことを決意しましょう。
家 庭 で は	飲酒運転の危険性、違法性、飲酒事故を起こした時の社会的責任の重大さや代償の大きさ、命の尊さなどを話題に取り上げて話し合ひましょう。
地 域 で は	各種の行事等の機会をとらえ、飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性等について積極的な広報啓発に努めましょう。 飲酒運転の兆候がみられる人がいれば、躊躇することなく家族、警察、行政機関などに相談しましょう。
職 域 で は	出勤時のアルコールチェックの他、朝礼時や各種行事を利用した交通安全指導や社内広報紙（誌）の活用により、飲酒運転を許さない職場環境づくりに努めましょう。 酒癖やアルコール依存症等の相談を通じて産業医や家族等との連携を図り、飲酒運転は犯罪であることを認識して、飲酒運転をさせないようにしましょう。
飲 食 店 で は	酒類を提供する飲食店は、自動車を運転する者に、酒類を提供しない、飲んだ者には運転させないことを徹底しましょう。 運転代行業者やタクシー会社との連携にも積極的に努めましょう。
実 施 機 関 で は	あらゆる機会を通じて飲酒運転は犯罪であること、悲惨な交通事故の要因となり得ることを交通安全教育や広報活動で徹底していきましょう。 酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。

⑦ シートベルト・チャイルドシート着用の推進

〈 目 的 〉 交通事故による被害の防止・軽減を図るため、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果の普及と正しい着用を徹底します。

〈ス ロ ー ガ ン〉 「みんなの命 シートベルトが守ります」

〈主な実施事項〉

主体	実施事項
運 転 者 は	自らがシートベルトを正しく着用するとともに、助手席及び後部座席同乗者のシートベルト着用を徹底しましょう。 幼児が乗車する場合は、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。
家 庭 で は	着用効果、必要性について話し合い、家族全員で正しい着用の実践を習慣づけましょう。 幼児・児童・生徒の送迎時はチャイルドシート、シートベルトの着用について、保護者が責任を持って確認しましょう。 幼児・児童・生徒が自分の命を守るため、自ら進んで着用していくよう指導を徹底しましょう。
地 域 で は	行事、車の相乗りなどでは、運転者以外の人も声を掛け合い、必ず着用しましょう。
職 域 で は	通勤・業務中やプライベートも含めた全席シートベルトの確実な着用について指導しましょう。
実 施 機 関 で	あらゆる機会を捉え、着用意識を高めるための広報啓発活動を実施しましょう。 特に後部座席の着用を促すため、関係機関・団体等と連携してシートベルトコンビンサーなどを使用した体験型の学習等による認識を深める教育を実施し、推進しましょう。

⑧ 二輪車の安全利用の推進

〈 目 的 〉 手軽で開放的な乗り物・二輪車の安全な利用を、家庭や学校・事業所等全ての府民が一体となって取り組むことで二輪車の交通事故防止を図るものです。

〈ス ロ ー ガ ン〉 『『安全に。』 予断を許さぬ バイク利用』

〈主な実施事項〉

主体	実施事項
運 転 者 は	二輪車は、安定性が悪く、少しバランスを崩せば大きな事故につながるおそれのあることを再認識しましょう。 二輪車を運転する時は長袖、長ズボン、グローブ、ブーツ（運動靴）などの服装を着用しましょう。 事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットの正しい着用、膝・肘・胸部プロテクターの装着に努めましょう。 他の車両からの視認性を高めるため、反射材付きのウェア等視認性の高い服装で乗車しましょう。 信号待ち車両の側方通過や無理な追越等はやめましょう。
地 域・家 庭 で	二輪車を利用する青少年やツーリング同好者に対しては、二輪車事故のリスクや特性を理解させるとともに、二輪車の安全な利用について話し合う機会を持ちましょう。
学 校 で は	保護者と連携して、生徒・学生に二輪車利用に関する学校の規則を理解させ、これを遵守させましょう。 二輪車による通学を許可し、使用させる場合は、実技を含めた交通安全教育の実施に努めるとともに、警察や関係機関が実施する安全運転実技講習会等への参加を勧奨しましょう。
職 域 で は	業務で使用する二輪車は、定期的に点検整備しましょう。 二輪車を通勤利用する従業員の通勤距離や経路等に無理がないか確認するとともに安全指導を必ず行いましょう。 関係機関と連携して、実践的な二輪車の交通安全教育を実施しましょう。
二 輪 車 販 売 店 で は	購入時・修理時に、交通事故防止スクールや交通安全の装備品等の情報を積極的に提供しましょう。 いわゆるリターンライダー等に対しては、最近の二輪車の性能や特性について改めて理解させ、自己の体力や技量に見合った無理のない運転を呼びかけましょう。 販売店等が実施するツーリングでは、参加者に応じた無理のない運転計画を立て、交通事故防止に努めましょう。
実 施 機 関 で は	各種広報媒体を活用して、二輪車の安全な利用方法等についても広報啓発に努めましょう。

⑨ 迷惑駐車対策の推進

〈 目 的 〉 府民一人ひとりが、迷惑駐車をしない、させない意識を一層高めるとともに、運転者及び自転車利用者の駐車マナーを向上させることにより、迷惑駐車のない安全で円滑・快適な交通社会を実現する。

〈ス ロ ー ガ ン〉 「**しない させない 迷惑駐車**」

〈主な実施事項〉

主体	実施事項
運 転 者 は	迷惑駐車をしない自覚を持つとともに、特に都市部においては、公共交通機関を利用する等、不要・不急の自動車の使用は控え、迷惑駐車をしない環境づくりに努めましょう。 目的地では駐車場の有無を確認し、駐車場所の確保を習慣づけましょう。
自 転 車 利 用 者 は	正しい自転車利用を心掛け、駅周辺道路等の通行の妨げとなるような場所には絶対に駐車しないようにしましょう。 自転車は、自転車駐車場に駐車し、路上放置はやめましょう。
地 域 で は	自治体、交通安全団体等と連携した街頭啓発活動及び回覧板等を活用した広報活動を展開しましょう。
職 域 で は	従業員の駐車マナーの向上を図るとともに、マイカー通勤及び業務用車両の持ち帰りを自粛し、公共交通機関の利用を促しましょう。
市町村では	駅・ターミナル周辺における駐車場を整備し、迷惑駐車及び放置自転車の防止を図りましょう。 関係機関・団体と連携して、迷惑駐車の防止対策を推進するようにしましょう。
実 施 機 関 で は	駐車行為の危険性・迷惑性をあらゆる広報媒体を活用して広報するとともに、迷惑駐車追放の気運を盛り上げましょう。 駐車場の案内等により、駐車場の有効利用を促進するとともに、所有する土地等の空スペースの有効活用を図りましょう。 幹線道路、駅ターミナル等における迷惑駐車や放置自転車を防止するため、道路パトロール等による指導、警告及び必要に応じた撤去活動を強化しましょう。

⑩ 暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進

〈 目 的 〉 暴走族による集団暴走、爆音暴走は、交通秩序を乱す不法行為であるため、地域の安心・安全の確保と青少年の健全な育成に資する観点から地域ぐるみの追放運動を展開する。

〈スローガン〉 「暴走は しない させない 見に行かない」

〈主な実施事項〉

主体	実施事項
家 庭 で は	幼児期から、公共の場で他人に迷惑をかけるような行為をしないよう、教えましょう。 暴走行為や危険な運転を肯定し、あおるような言動をしないようにしましょう。 交通事故の悲惨さや命の大切さについて話し合いましょう。 子供に暴走行為の兆しが見られる場合には、できるだけ早く学校、警察等に相談して暴走族等への加入を未然に防ぎましょう。 高校生等は、免許の取得や車両等での通学について、学校の方針に従いましょう。
地 域・学 校 で は	暴走行為や暴走行為をあおるため、集まる兆しがある場合には、速やかに警察に連絡しましょう。 コンビニエンスストア、公園、ゲームセンター等の管理者や地元の祭礼行事等の主催者等は、暴走行為等につながる青少年等が集まりにくい環境作りに努めましょう。 学校では、暴走族の悪質性を十分に理解させるとともに、暴走行為は絶対にしないという意識を持たせ、暴走行為の兆しのあるところには近づかないよう、保護者と連携して生徒への指導を徹底しましょう。 高等学校で「4 ない運動プラス1」（バイクに乗らない、バイクを買わない、免許を取らない、バイクに乗せてもらわない、プラス子供の要求に負けない）を実施しているところは、保護者と連携して、規則を守るよう指導しましょう。 通学等のため車両等を使用させる場合は、ルールを守って走行できるよう交通安全教育を実施するとともに、暴走族等の集団に加入しないよう指導を徹底しましょう。
職 域 で は	車両通勤をしている従業員に対し安全運転の指導を徹底しましょう。 従業員等の服装や行動から、暴走族等の加入が疑われる場合は、家族や警察等の関係機関へ相談しましょう。
実 施 機 関 で は	機関誌・紙、ちらし等の広報媒体を活用して暴走族追放の広報啓発活動を実施しましょう。 暴走行為等の危険性、迷惑性等を内容とした講習会、交通安全教室等を開催しましょう。 暴走行為を行いにくい道路環境の改善等、暴走行為を防止するための環境整備を進めましょう。

実 施 機 関

(順不同)

行政機関等

京都府
京都市
各市区町村
京都府警察
京都府教育委員会
京都市教育委員会
各教育委員会
近畿運輸局京都運輸支局
近畿地方整備局京都国道事務所
近畿地方整備局福知山河川国道事務所
京都地方検察庁
京都労働局
京都家庭裁判所
京都保護観察所
京都少年鑑別所
京都府市長会
京都府町村会

交通安全協会等

京都府交通安全協会
[京都府交通安全活動推進センター]
単位交通安全協会
京都府高速道路交通安全連絡協議会
各地域交通安全活動推進委員協議会
学区等地域単位の交通安全推進組織

教育関係

京都府小学校校長会
京都市小学校長会
京都府中学校長会
京都市立中学校長会
京都府立高等学校長会
京都市立高等学校長会
京都市立幼稚園長会
京都市営保育所所長会
京都府保育協会
京都府私立幼稚園連盟
京都市保育園連盟
京都私立小学校連合会
京都府私立中学高等学校連合会
京都府 P T A 協議会
京都市 P T A 連絡協議会
京都府立高等学校 P T A 連合会
京都府立高等学校定時制郡部育友会連合会
京都市立高等学校 P T A 連絡協議会
京都府私立中学高等学校保護者会連合会
京都市保育園保護者会連絡協議会
京都府公立幼稚園 P T A 連絡協議会
京都市幼稚園 P T A 協議会
大学コンソーシアム京都

青少年関係

京都市少年補導委員会
京都市民生児童委員連盟
日本ボーイスカウト京都連盟
ガールスカウト日本連盟京都府支部
京都府連合青年団

女性・高齢者関係

京都府連合婦人会
京都市地域女性連合会
京都府交通安全女性の会ネットワーク
京都府老人クラブ連合会
京都市老人クラブ連合会
京都府社会福祉協議会
京都市社会福祉協議会
京都府身体障害者団体連合会
京都市身体障害者団体連合会

運輸関係

京都市交通局
京都府バス協会
京都府トラック協会
京都府タクシー協会
京都府地方個人タクシー協会
全京都個人タクシー共済協同組合
協同組合京都個人タクシー協会

鉄道関係

関西鉄道協会
西日本旅客鉄道
京阪電気鉄道
京福電気鉄道
近畿日本鉄道
阪急電鉄
京都丹後鉄道
叡山電鉄
嵯峨野観光鉄道

自動車・自転車関係

京都府自動車販売店協会
京都府中古自動車販売協会
京都府軽自動車協会
京都府自動車整備振興会
京都府二輪車普及安全協会
京都府自転車軽自動車商協同組合
日本自動車連盟京都支部
京都府レンタカー協会
京都市都市整備公社
京都駐車協会
京都府石油商業組合
京都府自動車部品商組合
京都府自動車車体整備協同組合
京都府自動車電装品整備商工組合
京都府タイヤ商工協同組合
京都オートバイ事業協同組合
日本自動車タイヤ協会近畿支部

商工関係

京都府商工会連合会
京都府商工会議所連合会
京都商工会議所
京都青年会議所
京都商店連盟
京都百貨店協会
京都府中小企業団体中央会

銀行・保険関係

京都銀行協会
京都府信用金庫協会
日本損害保険協会近畿支部
損害保険料率算出機構京都自賠責損害調査事務所
京都府生命保険協会
京都損害保険代理業協会

道路関係

京都府道路利用者会議
京都市道路利用者会議
京都府建設業協会
西日本高速道路
京都府道路公社
阪神高速道路

農・漁・林業関係

京都木材協同組合
京都府農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会京都府本部
全国共済農業協同組合連合会京都府本部
京都府信用農業協同組合連合会
京都府森林組合連合会
京都府漁業協同組合連合会

飲食業関係

京都府料理飲食業組合連合
京都花街組合連合会
京都府旅館ホテル生活衛生同業組合
京都府小売酒販組合連合会

弁護士関係

京都弁護士会交通事故委員会
京都府人権擁護委員連合会

医療関係

京都府医師会
京都府医師自動車連盟
京都府歯科医師会
京都府歯科医師自動車連盟

労働組合関係

京都府地方交通運輸産業労働組合協議会
同盟京都滋賀地方交通運輸労働組合連合会

上記以外の実施機関

自動車安全運転センター京都府事務所
京都府指定自動車教習所協会
京都府消防協会
京都府防犯協会連合会
自動車事故対策機構京都支所
軽自動車検査協会京都事務所
京都労働基準連合会
生活衛生同業組合京都興行協会
各地域ライオンズクラブ
各地域ロータリークラブ
京都府危険物安全協会連合会
京都府神社庁
京都キリスト教協議会
京都府保護司会連合会
京都府バイコロジをすすめる会
京都サイクリング協会
京都環境事業協同組合

協 賛 機 関

(順不同)

京都新聞社
朝日新聞社京都総局
毎日新聞社京都支局
読売新聞社京都総局
産経新聞社京都総局

共同通信社京都支局
中日新聞社京都支局
日本経済新聞社京都支社
時事通信社京都総局

日本放送協会京都放送局
京都放送
エフエム京都
ジェイコムウエスト京都みやびじょん局



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



京都府交通対策協議会事務局：京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課内

電話：075-414-4367 FAX：075-414-4255